当社薬局の行っている訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様、高齢者住宅及び施設に入居されている方で独歩通院が困難な場合、調剤後薬剤師がお宅を訪問して薬剤管理及び服薬指導のお手伝いをさせていただくことができます。
在宅での管理状況が改善されれば中止出来ますので、お試しでの短期間ご利用も可能です。
ご希望される場合、お申し出下さい（但し担当医師の了解と指示等が必要です）。

◆在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項（医療保険対象者）

在宅患者訪問薬剤管理指導料

・単一建物診療患者が 1 人　650 点/回
・単一建物診療患者が 2～9 人　320 点/回
・単一建物診療患者が 10 人以上　290 点/回
※在宅患者オンライン服薬管理指導料（月4回まで）　59 点
※麻薬管理指導加算　100 点
◆他、対象の加算を算定する場合、別途事前にご案内致します

点数は全て 1 点＝10 円です。

計算例）10 点＝100 円の場合
3 割負担の方は 30 円
2 割負担の方は 20 円
1 割負担の方は 10 円の負担です

◆居宅療養管理指導料に関する事項（介護保険対象者）
居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導費

・単一建物居住者が 1 人　518 単位/回
・単一建物居住者が 2～9 人　379 単位/回
・単一建物居住者が 10 人以上　342 単位/回
※オンラインによる服薬指導を行った場合　46 単位
※麻薬管理指導加算　100 単位
※法律で規定された地域においてサービスの提供を行った場合、サービス費用に下記が加算されます。
特別地域居宅療養管理指導加算・・15%加算
中山間地域等における小規模事業所加算・・10%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・・5%加算

費用は全て 1 単位＝10 円です。

計算例）10 単位＝100 円の場合
3 割負担の方は 30 円
2 割負担の方は 20 円
1 割負担の方は 10 円の負担です

※お薬代に関わる費用は別途かかります。当社薬局は休日、夜間を含む開局時間外の調剤できる対応をしております。
当社薬局・介護事業所のサービス提供にあたり、ご相談や苦情があれば、店舗までご連絡下さい。
営業時間は、店舗検索 にてご利用薬局情報をご確認いただけます。
普段から苦情が出ないようサービス提供を心掛けておりますが、万一苦情が発生した場合は
処理を円滑かつ迅速に行うための体制を整えるとともに、その記録と保管を行い再発防止に役立てています。

ファーマライズグループ
居宅療養管理指導サービス事業者　運営規程

（目　　的）

第１条　当社店舗（以下「店舗」という。）が行う指定居宅療養管理指導業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、店舗の薬剤師が適正な指定居住療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　店舗の薬剤師は、利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

２．要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

３．地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４．適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

①　保険薬局であること。

②　在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。

③　麻薬小売業者としての許可を取得していること。

④　利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

⑤　指定居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従事者の職種、員数）

第３条　従事者の職種、員数は下記のとおりとする。

①　居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。

②　従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

③　従事する薬剤師の数は、指定居宅療養管理指導を行う利用者数および店舗の通常業務等を勘案した必要数とする。

２．管理者　常勤の管理者１名を配置する。（但し、店舗の管理薬剤師の兼任は可）

（職務の内容）

第４条　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師または歯科医師の指示に基づき訪問等を行う。

２．訪問に当たっては、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定するとともに、常に利用者の病

状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。

３.訪問等により行った指定居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、他サービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第５条　原則として、営業日および営業時間は店舗として許可された営業日、営業時間とする。

（通常の事業の実施地域）

第６条　通常の実施地域は、特殊な事情がある場合を除き、店舗より直線距離半径 16km 以内を目安とし、店舗ごとに別紙のとおり定める。

（指定居宅療養管理指導の内容）

第７条　薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は、次のとおりとする。

①　処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
②　薬剤服用歴の管理
③　薬剤等の居宅への配送
④　居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
⑤　病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
⑥　使用薬剤、用法・用量に関する指導
⑦　薬剤の重複投与、相互作用等の回避
⑧　副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
⑨　麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
⑩　処方医への情報提供
⑪　その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第８条　利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

２．利用料については、指定居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容および費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

但し　交通費は、原則店舗からの往復交通費を実費徴収する。

３．利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により取り扱うものとする。

４．上記の他、薬代や薬剤の調整等に係わる費用の利用者一部負担を別途徴収する。

（緊急時における対応方法）

第９条　指定居宅療養管理指導を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には速やかに主治医に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）

第１０条　店舗は、社会的使命を十分認識し、社員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。

２．社員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
３．社員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、退職後においてもこれらの秘密保持を個人情報保護法に関する誓約書について遵守する。

【別　紙】

店舗検索 にてご利用薬局の情報をご確認いただけます。

以　上